

平成 27 年(行)第 4 号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄 外 109 名

被告 国

2017 年(平成 29 年)7 月 31 日

長崎地方裁判所御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高橋 謙一

原告ら第 8 準備書面の要旨

第 1 佐世保市は、「水不足のふり」をしている！

原告らの第 8 準備書面は、利水に関する書面です。利水に関しては、これで、第 1、第 4 及び第 6 準備書面に続いて四回目ですが、この四つの書面で、原告らが主張し、立証してきたのは、極めて単純な事実です。つまり、佐世保市は、「石木ダムがなければがどうしようもないほど水不足である」わけではなく、「石木ダムを造るために、水不足のふりをしているに過ぎない」ということです。

平成 24 年予測のみならず、これまでのどの水需要予測も、すべて、「客観的事実に基づいた適切な予測」ではなく、「石木ダム建設のための容量分の不足があるように数字を合わせてきた作文」です。

このことを、原告らは本書面を含む四つの書面で徹底的に明らかにしてきました。生活用水や業務・営業用水あるいは工場用水等の予測、有収率や負荷率あるいは利用率の設定、慣行水利権の排除など、いつの予測も、どの項目も、すべてでたらめで、まず結論ありきの数字合わせです。

そのことは、これまでの四つの書面でよくわかっていただけたと思います。

第 2 「まず結論ありき」の例

第 8 準備書面では、これまで述べてきたことを整理した上で、いくつかの論点について新たに追加したり、深めたりしました。本当はすべてを口頭でご説明したいのですが、時間の関係もありますので、本日は 4 点に絞って述べさせていただきます。

1 14 都市との比較のでたらめさ

佐世保市は、佐世保市の生活用水の原単位量は、現在、「同レベルの都市に比べて著しく低い」ことから、「石木ダムができれば原単位量は伸びるはず」と言い張っています。これが、「石木ダムが不可欠である」理由となっていないことはすでに指摘した通りですが、そもそも、本当に「同レベルの都市に比べて著しく低い」のでしょうか。今回、佐

世保市がそう主張する根拠としている「14都市との比較」について、深く検討してみましたが、その結果、都市を恣意的に選んだり、アンケート結果を恣意的に作成したりしていることが分かりました。こんな比較は全く意味を持ちません。

2 小口業務・営業用水予測のでたらめさ

佐世保市は、業務・営業用水の小口需要について、「観光関連企業の占める割合が高く、観光客数との相関が高いから、観光客の増加予想に比例して水の使用量も右肩上がりに増える」と言います。しかし、佐世保市がこう言い出したのは、平成24年予測からです。平成19年予測の時点でも、さらにそれ以前の予測の時点においても、観光関連企業の占める割合はずっと高かったはずなのにそんなことは言っておりません。

しかも平成24年予測では同時に、全国3位の集客力を誇るハウステンボスを、突然大口需要から小口需要に分類変更しています。水需要予測手法の変更が、この意図的なハウステンボスの分類変更とセットであることは明らかです。

統計学的には、そもそも小口需要は、観光客数よりも給水人口との相関が高いことがわかっています。これは考えてみると当たり前の話です。小口需要は企業や学校、病院、飲食店など一般市民が使用する水であり、人口の増減に最も相関するからです。したがって、佐世保市で給水人口が減少し続ける以上、小口需要も伸びないのは分かりきっているのです。

3 SSKの必要量の算定のでたらめさ

(1) 平成24年予測のでたらめさを象徴する典型例がSSKの水需要予測です。

佐世保市は、「SSKの修繕船事業の売上高が2倍になるから、SSKの水需要が4.88倍に急増する」と予測しました。しかし、売上高2倍が全くの虚偽であることが明るみとなり、佐世保市は、それが嘘であったことを認めました。

(2) すると、今度は、「SSKが修繕事業中心の経営方針に変更する結果、2隻同時にドックインする可能性があるので、それに備えるべく4.88倍の水が必要だ」と言い出しました。しかし、これもでたらめです。

SSKが修繕船事業中心の経営方針に変更したという前提自体事実無根であり、SSKの新造船事業の低迷で、「事業比率が下がった結果として、修繕船事業の比率が少し高まった」にすぎません。

また、2隻同時にドックインするというのも、何ら具体的な受注の予定があるわけではなく、ただ佐世保市がSSKに対し「そういう可能性もある」と抽象的に言わせただけの内容です。そのことは、佐世保市とSSKのやり取りをした文書でよくわかりま

す。これは明らかに SSK と佐世保市の馴れ合いであり、まともな「予測」とは到底言えません。

4 慣行水利権を排除するでたらめさ

被告は、本件慣行水利権分を全量取水すると、その地点の流量が現在の河川維持流量を下回ることもあることから、「河川法 23 条の許可は出ず、許可水利権と同等ではない」と主張しています。しかし、慣行水利権は、許可水利権と同等ですから、今更「許可をもらう」必要はありません。被告の主張は支離滅裂です。

しかも、相浦川に関しては、慣行水利権も許可水利権も一体としてこれまで取水されており、法的にはもとより、取水実績においても、両者を区別する合理性はありません。ただひとえに、「石木ダム建設をするためには保有水源を減らさなければならない」ことから、出てきたでたらめな主張にすぎません。

第3 証人尋問の必要性

以上述べたことを、明白にするため、原告らは、平成 24 年予測はもとより、平成 19 年予測の各担当者、佐世保市長、SSK 社長、佐世保市のでたらめな見解をオウム返ししているだけの学者ら、などの証人尋問を申請する予定です。

第4 最後に

- 1 以上述べましたように、佐世保市では決して今水不足は生じておらず、将来も生じません。そもそも、人口が減少していく一方であるのに、水需要だけが人口減に反比例して伸びていくことなどあり得ません。人口が減少することは佐世保市自身も認めており、この一事をもってしても、平成 24 年予測がでたらめであることは明らかです。
- 2 確かに、渇水の時に少し不安は残りますが、それはどこの自治体も同じであり、そのための対策は、石木ダム建設をするまでもなく、より簡単で、より安価で、より環境に負荷が少なく、そして何よりも地権者の生活を全く破壊しない、そういう対策が、いくらでもあります。仮に、現在、佐世保市で水不足のように見えますれば、それは佐世保市行政の怠慢によるものにすぎません。佐世保市民の生活を守るためにも、早期に、取り消していただきたいと切望します。

以上